



御鴨神社 (旧県社)
真庭郡新庄村五三三八六

岡山県 神鹿廳報

発行所
岡山県神社庁
教化委員会 広報部
岡山市南方1-6-15
〒700-0807
TEL.086-223-4826
振替口座01210-7-13684

(主祭神) 味耜高彥根命 天
御櫛日女命 大己貴命 多紀
理毘売命 外四柱
(宮司) 内田信醇
(由緒沿革) 本神社は美甘郷
の総鎮守の神であつて、往古
は美作国真庭郡美甘郷美甘川
の川上の、宮座山の山中に鎮
座していた。神代よりの大宮
処である。称光天皇の応永二
十六年の頃、宮座山の麓の神
集の上の宮に遷し奉り、靈元
天皇の延宝七年裏手の路の上
の宮に奉遷し、さらに中御門
天皇の宝永七年今の虫の身の
宮に遷し奉った。三代実録に、
清和天皇貞観十七年乙未授美
作国従五位下御鴨神社従五位
上と見えている。大正十一年
七月三十一日県社となつた。

謹賀新年

皇紀二六五八年戊寅歲元旦

神社庁役員・職員

Table listing the members and staff of the Okayama Prefecture Shrine Association, including the President (湯浅正敬), Vice President (難波宗朋), and various council members.

目次

Table of contents listing the articles in the magazine, such as '御鴨神社 真庭郡新庄村五三三八六' (page 1), '第五回中国地区神社庁教化会議' (page 2), and '重要文化財に指定' (page 4).

年頭のご挨拶

岡山県神社庁長

湯浅 正敬



謹んで輝かしい皇紀二千六百五十八年の新春を迎え先ず以て、聖寿の万歳、竹の園生の弥栄と國家の隆昌、更には県内各神社の御神威発揚と神職氏子崇敬者皆様方の御健勝を祈念し、新年のお慶びを申し上げます。

穏やかな年を願いながら、昨年も亦内外情勢將に多事多難、各界の不祥事数限りなく数うるに暇無く、真に残念でございます。今年こそ平穩な年でありませぬ。

初詣様ご高承の通り本年から宗教法人法一部改正に伴い所轄庁への書類の提出が行われる年にあつては、その事に就いて簡略に述べますと、先ず提出書類にあたる『役員名簿』、『財産目録』、『収支計算書(決算書)』、『貸借対照表』、『境内建物に関する書類』、『事業に関する書類』はこれから先毎年作成し会計年度終了後四ヶ月以内に提出しなければならぬ事に

なっております。

これらの書類を作成するには、最も重要な各神社の神社規則及び同認証書の備え付けが必要になつてきますが、それ以前に宮司欠員神社につきましては、早急に後任宮司の就任が為されないと書類を提出する事すら出来ない状態にあり、延いては解散命令の請求対象神社にも成りかねませぬ。

これから提出する書類は宗教法人の運営上欠くことのできない基本要因を再確認し、それを文書にするものであり、提出できない神社は宗教法人として適正な運営が出来ていないと判断せざるを得ない事になりますので、その対応には万全を期していただきたく存じます。

いすれにせよ今回の法改正により、神社は大きな転期を迎えておりますが、抑この法律は宗教法人を規制する法律ではなく、その目的は宗教団体の財産の維持運用、業務及び事業に資する為に法律上の能力を与える事にあり、この法律の根底には常に宗教というものは善であるとの理念の上に成り立っております。我々はその理念に背くことなく常に襟を正し宗教活動を行つて行かなければならないと思ひます。

最後に皆様方の益々御多幸で神明奉仕に御精励の程心から念じ年頭の御挨拶といたします。

回 中国地区 5 神社庁教化会議 第 に参加して

横林 武彦

平成九年度中国地区神社庁教化会議は、本年は山口県が当番県であり、平成九年八月二十八日、二十九日の両日にわたり実施され、当岡山県よりは、河本貞紀教化副委員長、福田隆教宣部長と、私の三名が代表として参加致しました。JRの上山口駅より下車少しく道を遠回りして大汗をかきながら、神社庁に到着し新築された神社会館で小休止のち、会議に先立ち午後一時三十分毛利家の祖を祀る豊栄神社に正式参拝した。

第一日の日程として、午後一時四十五分より山口県神社庁講堂に於いて開会式。
一、拝神
一、国歌斉唱
一、敬神生活の綱領唱和
一、神宮巡拝
一、山口県神社庁長挨拶
一、主催県教化部長挨拶
一、日程説明
午後一時より、新館研修室に於いて、主催県副庁長野村清風氏を座長として会議に入る。

一、出席者自己紹介(十八名出席)
一、活動報告及び討議
平成八年度各県教化活動報告及び平成九年度の事業計画の発

表(各県二十分程度)。
神社本庁教化テーマ(家庭祭祀の振興)に対する各県の取組状況の発表。
その他中国五県講演研修会の開催について、山口県より提案があつたが本年度は各県の日程が合わず、来年度以降に開催する事となつた。

午後五時、プラザホテル寿に移動し、午後六時三十分より懇親会で第一日の日程を消化する。
第一日、プラザホテル寿。
午前七時三十分、朝食。
午前八時三十分より前日と同じく野村副庁長さん座長で、

一、意見発表及び討議
神社本庁教化テーマ(家庭祭祀の振興)のまとめ及び中国地区としての取り組み。ここでは現代のニーズに沿つたマスメディアの活用やインターネットの活用などについて話し合われた。
今後の中国地区教化会議の在り方について「各県共に前記のテーマに対し、前向きに取り組みがなされ、更に各県単位で教化活動の中に実践され、今後に於いてもその成果を期待する」とが大であると共に、我々委員も常に初心に立ち返つて日々研鑽を重ねるべきであると痛感した次第であります。

正午、昼食後解散。
追記 今回の会議の進行、更に解散後の駅までの送り等主催県の委員さんの大変細やかな心配

神職養成直階検定講習会開催

第十四回直階検定講習会が去る七月二十八日から八月二十二日までの二十六日間、神社庁で開催された。受講者は二十七人内男性二十名、女性七名で前回同様年齢は低年齢と高年齢者の両極端に分かれた。又、来年度より正階講習受講者は直階を有する事が条件となるべく本庁規程が変更されることを受けて県外受講者が多かった。



階位検定委員による受講者の面接



講義風景

今回は階位検定委員会にて、受講前に面接を行い、受講の動機や心構えについて指導を行い講習に挑んだ。講習期間は例年より三日短縮され休日も一日少ない時間割とした為、講習半ばあたりでは疲れた様子に見えたが最終日まで一人の落伍者も無く全員修了することができた。今後は階位授与の後、各社に奉務し、一日も早く神職の仲間入りができる事を希望します。

直階検定講習会を受講して

国米 英男



神道に関する基礎知識は極めて乏しく、また紀記を始めとする日本古典等の教養も無く、ましてや、祭式の作法等全く知らなかった私が、曲がりなりにも何とか講習を終え、直階の資格を頂くことが出来ました。これも偏に、真剣にご指導下さいました諸先生方のお陰と、深く感謝しております。

今思い返してみますと、足の痺れに泣きたいような時もありましたが、毎日の授業は、初めての見聞や体験が殆どで、自分なりに十分吸収出来なまま、無我夢中のうちに、講習が終了してしまいました。せめて、もう少し事前に勉強しておけば良かったのに、大いに反省しております。

授業の内容もさることながら、講義して頂いた諸先生方の博学なことにすっかり感心し、祭式ご担当の諸先生方の流れるような起居振舞には、只々見とれるばかりでした。

とても、諸先生方のようにはいきませんが、せめて、お教え頂いたことを忘れないうちに復習し、さらに少しでも、神道に関するいろんな勉強をしていきたい、と思っております。

また、神職として体験する機会はありませんが、今後はことある毎に、氏子崇敬者は勿論のこと、各方面の方々とお会いして、神道への理解を深め、敬神の道を広めるよう、努める所存です。

第17回 世界連邦岡山県宗教者大会 開催される

去る平成九年九月十二日に岡山市古京町・岡山衛生会館三木記念ホールにおいて、「美しい自然・美しい心」を大会テーマ



平和行進



平和祈願祭

として岡山県神社庁当番による第十七回世界連邦岡山県宗教者大会が開催された。当日は大会に先立ち午前九時五十分中山公園から表町商店街、県庁通りを総勢三〇〇名に上る宗教者が世界平和を市民に訴えるべく襷掛けに、プラカードを持って平和行進を行った。

引き続き三木記念ホールにおいて見垣安邦伊勢神社宮司の齋主のもと平和祈願祭が厳粛に執行された。次に大会行事に移り、物部大会委員長の開会の辞、清田名譽大会長の挨拶、湯浅大会長の挨拶、と予定通り進行し、最後に本大会の宣言文を発表して大会行事を終了した。

小休憩の後石清水八幡宮権宮司田中恆清先生による大会テーマを演題にした記念講演が行われ、独特の関西弁でエジソンと石清水八幡宮の関係や宗教者同士は隔絶があつてはならないなど世界連邦活動の経験から引用され、話題性に富んだ内容に出席者も感銘を受けた様子があつた。

宣言

今、世界は人類諸活動による自然環境の汚染や、破壊が叫ばれて久しい。自然資源やエネルギーの大量消費、人間の生活優先の土地開発にもとづく文明は、地球の温暖化、熱帯雨林の消滅、草原の砂漠化、大洪水、大干ばつ等豊かな地球をむしばみ、物理的に存続が危ぶまれているばかりでなく資源の収奪とそれによって生ずる紛争は跡を絶たず将来の展望を憂慮せざるを得ない。

この地球上に生を受けている全てのものの生活環境を理解し、殊に、民族固有の文化を尊重して、行き過ぎた科学万能物質優先の志向を是正し、豊かな美しい心を育む人間関係を広め、争いのない世界を実現することが我々宗教者に与えられた使命である。

本大会において、我々は、大自然の尊い恵みと、人々の恩を受けつつ生かされていることを再確認し、宗教宗派の違いを乗り越えて大同団結し宗教者に課せられた使命達成に邁進することを世界に向けて宣言する。

平成九年九月十二日
第十七回世界連邦岡山県宗教者大会

倉敷市児島、鴻八幡宮（河本貞紀宮司）の「祭りばやし」が、去る三月二十五日、岡山県教育委員会より県指定重要民俗文化財に指定された。この祭囃子は、正式には「鴻八幡宮祭りばやし」として登録されているが、別名「しゃぎり」といわれている。一般に

鴻八幡宮の祭りばやし

県重要民俗文化財に指定



は「しゃぎり」とは歌舞伎の幕間で奏される囃子をさしている。「鴻八幡宮祭りばやし」の楽器は、篠笛、胴太鼓、締め太鼓、鐘、鼓が用いられ、しゅ木で打つ紐でなく鐘であるのが珍しいといわれている。演奏曲目は七曲で、演奏形態は次の通りである。

だんざれ囃子
はやしを演奏する前後に儀礼として奏される極めて短い曲。

信楽囃子・兵庫囃子

「だんじり」の進行中に演奏される。勇み足の時、信楽囃子を兵庫囃子に切り替えて演奏されることがある。

祇園囃子

だんじりの停止または徐行時に演奏される。

おやじ（上りは）囃子

荘重な曲で、だんじりが境内の参道坂道を登る時に演奏される。太鼓には曲げばちの扱いはある。

神楽囃子

だんじりが境内の高台の広庭に到着した後に神前で演奏される。

下りは囃子

だんじりが参道坂道を下る時に演奏される優雅な曲。もみじの葉が溪流に落ちて流れていくように演奏される。

おひやりこ囃子

だんじりが停止または休憩中に演奏され、笛と打ち物が技を競い合い、だんだん急テンポに変わる時がある軽快な曲である。

指定を機に鴻八幡宮祭りばやし保存会（尾崎房次郎会長）では、様々な記念行事を計画している。

神社本庁研修所直轄研修のお知らせ

- 1. 主催
神社本庁研修所（研修室）
- 2. 開催研修名及び期間・研修人員

開催研修名	期間 <small>(いずれも平成10年)</small>	日数	人員
平成9年度分			
第48回指導神職研修	4月15日～24日	10日間	30名
第45回正階基礎研修(丙)	6月9日～18日	10日間	45名
第57回明階基礎研修(丙)	6月20日～29日	10日間	45名
平成10年度分			
第44回神道行法錬成研修会 (指導者養成研修)	7月4日～7日	4日間	各県1名
第39回中堅神職研修	7月9日～18日	10日間	45名
神社庁祭式指導者養成研修会	7月22日～25日	4日間	各県1名
第39回神社庁雅楽指導者養成研修会	8月3日～6日	4日間	各県各管1名
神社庁祭祀舞指導者養成研修会	8月19日～22日	4日間	50名
第58回明階基礎研修(甲)	9月19日～28日	10日間	45名
第46回正階基礎研修(甲)	10月6日～15日	10日間	45名
第40回中堅神職研修	10月20日～29日	10日間	45名
第49回指導神職研修	11月26日～30日	5日間	30名

3. 開催場所

- イ. 神宮道場
- ロ. 指導者養成研修は後日決定する

4. 研修対象者

1 指導神職研修

正階以上の階位を有する者で、身分2級以上の神職
権宮司を置く神社の宮司、及び本庁・神社庁の参事に任用予定の者（その旨神社庁長の副申を要する）
中堅神職研修の全課程（30日）を修了した者

2 中堅神職研修（身分2級基礎研修併設）
3級以上の神職で5年以上の神職経歴を有し、各種研修を4日間以上受講している者。但し、昭和50年7月1日以降に神職に任用された者は、初任神職研修を修了していないなければならない。
別表神社の宮司、権宮司及び本庁・神社庁の主事に任用予定の者（その旨神社庁長の副申を要する）。

3 明階基礎研修

・神職にして、正階を授与されてから、大学学部を卒業した者又は神職養成機関普通課程を修了した者にあつては7年以上、短期大学及びこれと同等以上の学校を卒業した者にあつては10年以上、その他の者にあつては12年以上在職し、成績特に優秀として神社庁長の推薦を得た者（但し、既研修修了者を除く）

4 正階基礎研修

・神職にして、権正階を授与されてから、7年以上在職する者又は4年以上在職する年齢44歳を過ぎた者で、成績特に優秀として神社庁長の推薦を得た者（但し、既研修修了者を除く）

5 指導者養成研修

3級以上の神職で、5年以上の神職経歴を有し、神社庁長が特に推薦する者。但し、昭和50年7月1日以降に神職に任用された者は、初任神職研修を修了していないなければならない。
神職以外の者で、研修所長が特に認められた者。

5. 研修費用

- 指導神職研修 10日間5万円・5日間3万円
- 中堅神職研修 4万5千円
- 明階基礎研修 6万円
- 正階基礎研修 6万円
- 指導者養成研修は後日決定する。

6. 手続

受講希望者は神社庁へ申込書をご請求下さい。

7. 申込期限

各研修とも開催日の30日前までに必着厳守のこと。

8. その他

研修費の納入方法、携行品、研修者心得等は、入所承認者宛通知する。

以上

「景品付きおみくじ」を企画した例もあり、類似の行為の是非について、一部において徹底されていない面もあるやに聞き及んでおります。
言うまでもなく、神社における「おみくじ」の授与は信仰に根ざしたものであり、いかなる形であれ、おみくじに高額の商品が付随するということはありません。また、福引きを付し、射幸心を煽る形での授与は、「おみくじ」本来の意義に反するもので、信仰上の疑義を生じさせかねません。
つきましては、神符守札同様おみくじの授与に関するお取扱いはについては慎重を期して下さい。





神宮大麻曆頒布始祭



大麻授与

去る十月三十一日午前十時十分から岡山市奥市(岡山県遺族福祉会館)において、本郷参事齋主のもと神宮大麻曆頒布始祭を執行した。祝詞奏上の後、庁長、難波副庁長より、支部長さん一人一人に大麻と曆を手渡し、祭典を終了した。

引き続き、表彰式並びに推進会議が開催され、その席上上記の方々が表彰された。

【神宮大宮司表彰】

頒布従事者特別表彰
瓜生神社宮司 横林武彦

優良頒布従事者

- 阿智神社宮司 小野一臣
 - 軒戸神社宮司 湯浅敬弘
 - 興除神社宮司 佐藤満志
 - 春日神社宮司 那須正彦
 - 戸神社宮司 神田経夫
 - 矢掛神社宮司 鳥越真澄
 - 江原八幡神社宮司 横内久明
 - 中和神社宮司 武内禎治
 - 八幡神社宮司 牧 博嗣
 - 西加茂神社宮司 青山博也
 - 八幡宮役員 中谷幸晴
 - 荒神社役員 藤丘栄一
 - 宇佐八幡神社役員 山室三元孝
 - 穴門山神社役員 阿部善人
 - 八幡神社役員 福島頼正
- 優良支部
小田郡支部
井原後月支部

【岡山県神社庁長表彰】
(四) 一 深田神社始め一〇二社
(四) 三 御津南支部
吉備支部

推進会議では、神職や総代の代表者から、大麻増頒布の方法や苦心談が報告され、家庭へ神棚を設け、神宮大麻をお祀りすることを氏子崇敬者に理解を求める施策を推進し、神宮大麻増頒布に向けて神職、総代一丸となり、一層努力することを誓い合って解散した。

宗教法人法一部改正
による
所轄(県)への提出書類
について

平成七年十二月、宗教法人法の一部が改正され、平成八年九月十五日よりこの法律が施行されているが、平成十年を迎え各神社から書類を提出する時期が来た。

本稿では、提出する書類及び時期等について再度確認の意味で説明する。

『提出時期について』
法律が施行された平成八年九月十五日以降に始まる会計年度終了後四ヶ月以内となっているので、神社規則第二十六条の会計年度を確認し、提出する事になる。従って、提出時期は各神社で必然的に区々になってくる。

県内神社では会計年度終了が十二月三十一日及び三月三十一日が最も多いが、その他の月もかなりある。

例えば会計年度終了が九月三十日の神社では、提出は平成九年十月一日から四ヶ月以内。また会計年度終了が八月三十一日の神社では、提出は平成十年九月一日から四ヶ月以内となり会計年度の違いで実に一年の差が生じるのである。

何れにせよ殆どの神社は平成十年には書類を提出しなければならぬのである。

『提出先について』
所轄庁との協議の上、各神社から個々に神社庁へ提出する事となっている。(支部経由はしなくても結構です)又所轄庁へ直送しても一旦神社庁へ回送される。神社庁への提出は所轄庁への提出期限の遅くとも十日前迄とする。

提出書類
各書類には必ず神社名、認証番号を記入する事。

『提出用文書(付け紙)』
提出する文書名のみ記入し、提出しない文書は記入しない。
収支計算書を提出出来ない神社は、その理由をこの書類に書き示す。

『役員名簿』
会計年度終了日現在の役員を記入する。就任年月日は最初に就任した日を記入する。

『財産目録』
基本財産、特殊財産、普通財産に分けて記入し、備考欄には土地の所在地、建物の用途、有価証券の種類、宝物・什器備品の点数等を簡略に記入する。
普通財産の預貯金、現金の合計は必ず決算書の繰越金と同額になっている事を確認する。
負債が無い場合は負債合計に0を記入する。

『収支計算書(決算書)』
既存の一般会計決算書のみを提出する。作成していない神社は新たに作成して下さい。

『貸借対照表』
作成している場合のみ提出する。新たに作成する必要はない。

『境内建物に関する書類』
神社の建物を記入するのではなく、この書類を提出する神社は、財産目録に記載されている

建物以外に貸借契約等によって境内建物として借用、使用しているなど、神社の財産としては掲げることが出来ない場合のみ提出する事になっており該当が無い場合は作成しなくてよい。
該当例 他の方が所有している建物を神社が使用している。

他の者が所有している土地に神社を建立している。(この場合は土地を記入)等

『事業に関する書類』
公益事業(幼稚園、保育園、各種学校、図書館、博物館、病院等)、収益事業(不動産賃貸業、席貸業、駐車場業等)を行っている場合のみ作成する。
作成する場合には事業開始に伴う規則変更が行われているか確認する。

以上六項目が提出書類となっているが、これらの書類は一度提出すれば良いのではなく、これから先毎年会計年度終了後四ヶ月以内に提出しなければならぬのである。又、提出にあたっての用紙はA4サイズに横書きで作成する。

詳細については、本社本庁発行の『宗教法入法改正と神社の事務運営』等を再度目を通して万全を期していただきたい。

承認された神社

自 平成九年七月一日
至 平成九年十一月三十日

規則変更

六月三日
岡山市東平島 北居郡神社
(総代数及び会計年度変更)
勝田郡勝北町上野村 朝吉神社
(会計年度変更)
六月二十七日
真庭郡落合町大字下見 下見神社

(役員定数、総代数変更)
八月五日
勝田郡勝北町安井 東加茂神社
(会計年度変更)
新見市井倉 三倉神社
(役員定数変更)
勝田郡勝北町上野田 武内神社
(会計年度変更)
勝田郡勝北町坂上 豊岡神社
(事務所所在地変更)
八月二十一日
岡山市金田 天満宮
(金田天満宮に社名変更及び会計年度変更)
小田郡美星町大字大倉 明劔神社
(総代数変更)
八月二十六日
小田郡矢掛町小田 武者神社
(会計年度変更)
真庭郡久世町大字鍋屋 八幡神社
(役員数、総代数変更、会計年

度変更)
九月十六日
勝田郡奈義町豊沢 風神社
(鎮座地変更)
十一月七日
勝田郡勝北町東吉田 大崎神社
(境内神社創立)
十一月十八日
真庭郡川上村大字徳山 徳山神社
(会計年度変更)
十一月二十一日
井原市井原町 足次山神社
(総代数変更)
財産処分
八月十五日
新見市千屋井原 國司神社
(杉伐採売却)
八月二十六日
英田郡英田町福本(小学校給食棟整備事業による山林の売却)
十月二十四日
赤磐郡吉井町仁堀中 八幡宮
(県道改修工事による保安林の売却)
十一月十八日
久米郡柘原町王子 王子神社
(河川改修工事による山林の売却)
主要建築物改築等
七月一日
玉野市波川 八幡宮
(本殿、幣殿、釣殿、拜殿、社務所、渡り廊下の改築)
八月五日
津山市下高倉西 高倉神社
(幣殿、拜殿、社務所、神輿庫の改築・神楽殿の除却)
九月十六日

勝田郡奈義町豊沢 風神社
(本殿、拜殿を移して改築、石碑の移築、便所の新築)
十一月七日
勝田郡勝北町東吉田 大崎神社
(境内神社新築)
模倣替
八月十五日
上房郡賀陽町大字田土・湯山川合神社
(本殿屋根檜皮葺を銅板葺とする)
和気郡和気町藤野 和気神社
(境内地拡張整備)
九月十六日
勝田郡奈義町豊沢 風神社
(境内地区域の変更)
十一月十一日
勝田郡勝北町坂上 豊岡神社
(山林を境内地に編入)

階位授与

正階(無試験検定)
五月二十五日 高畑達史
七月二十五日 朝倉正登
八月五日 水島和彦
八月十五日 草地美恵子
権正階(無試験検定)
六月二十五日 清水啓介
七月二十五日 池畑太根夫
正階(試験検定)
八月五日 石村均
権正階(試験検定)
八月十五日 池田弥寿江

本庁辞令

岡山県神社庁協議員を委嘱致します

七月一日

桑野純一

庁規第九十条第二項の規定により兼ねて浅口郡里庄町里見四千四百四十四番地 荒神社宮司に特任する

桑野純一

庁規第九十条第二項の規定により兼ねて浅口郡里庄町里見五千五百六十四番地 荒神社宮司に特任する

八月十五日

松嶋章雄

庁規第九十条第二項の規定により兼ねて岡山市西大寺中 山口神社宮司に特任する

九月十日

安仁神社宮司 三原千幸
八幡神社宮司 渡辺更生
神職身分二級上とする

神社庁辞令

九月三十日

主事 小山玉童子

願ひに依り職を免する

七月十一日

岡本光正 武内慎治

十一月十一日

新庄正安

任免

自 平成九年七月一日
至 平成九年十一月三十日

七月一日

総社宮司 松岡重彰

津山市勝部

兼ねて勝部神社宮司に任ずる

総社宮司 松岡重彰

津山市初保

兼ねて初保神社宮司に任ずる

総社宮司 松岡重彰

津山市小田中

兼ねて白加美神社宮司に任ずる

総社宮司 松岡重彰

津山市志戸部

兼ねて八幡神社宮司に任ずる

総社宮司 松岡重彰

津山市大田

兼ねて大田神社宮司に任ずる

総社宮司 松岡重彰

津山市沼

兼ねて齋神社宮司に任ずる

牛窓神社宮司 岡崎義弘

兼ねて恵比須宮宮司に任ずる

八幡神社宮司 三上忠男

阿哲郡哲多町大字大野

兼ねて山神社宮司に任ずる

七月十五日

旭神社宮司 横山征彦

英田郡作東町大聖寺

兼ねて大彌満神社宮司に任ずる

八幡神社宮司 田邊聖祐

小田郡美星町大字三山

兼ねて國司神社宮司に任ずる

八幡神社宮司 在里稔雄

倉敷市本町

兼ねて阿智神社権備宜に任ずる

西見神社権備宜 井上博文

倉敷市日畑

兼ねて岩倉神社宮司に任ずる

七月二十一日

兩垂布勢神社権備宜 青江宏

之

赤磐郡瀬戸町宗堂

兼ねて素盞鳴神社宮司に任ずる

七月三十一日

讚甘神社宮司 白岩直樹

願ひに依り本職を免する

八月一日

鈴鹿明神社権備宜 白岩修治

英田郡大原町宮本

兼ねて讚甘神社宮司に任ずる

八月二十一日

岡山縣護國神社権備宜 根石俊明

岡山市北方

兼ねて御崎宮宮司に任ずる

八月三十一日

高田神社兼八幡神社宮司 池田武夫

願ひに依り兼職を免する

若宮八幡宮宮司兼豊原南島神社宮司 川崎弘海

願ひに依り兼職を免する

九月一日

片山神社宮司 吉田重隆

赤磐郡赤坂町南佐古田

兼ねて天津神社宮司に任ずる

片山神社宮司 吉田重隆

赤磐郡赤坂町北佐古田

兼ねて宗形神社宮司に任ずる

片山神社宮司 吉田重隆

赤磐郡赤坂町西軽部

兼ねて熊野神社宮司に任ずる

片山神社宮司 吉田重隆

赤磐郡赤坂町東軽部

兼ねて大石箱豊神社宮司に任ずる

片山神社宮司 吉田重隆

赤磐郡赤坂町今井

兼ねて天津神社宮司に任ずる

八幡神社宮司 金藤清雄

高梁市落合町福地

八幡神社宮司に任ずる

田根神社権備宜 東郷和泉

真庭郡湯原町大字藤森

兼ねて建部神社宮司に任ずる

安仁神社権備宜 丸田実技

岡山市長沼

兼ねて豊原南島神社宮司に任ずる

松神社宮司 高山聖

勝田郡奈義町荒内西

兼ねて伊勢神社宮司に任ずる

九月三十日

真名井神社宮司 上月良典

御津郡御津町大字字甘

兼ねて山野神社宮司に任ずる

北山神社権備宜兼小原神社宮司 前義朗

願ひに依り兼職を免する

阿智神社権備宜兼八幡神社(老

松町)宮司 小野直臣

願ひに依り兼職を免する

阿智神社権備宜兼三社神社宮司 小野直臣

願ひに依り兼職を免する

阿智神社権備宜兼御崎神社宮司 小野直臣

願ひに依り兼職を免する

阿智神社権備宜兼素盞鳴神社宮司 小野直臣

願ひに依り兼職を免する

阿智神社権備宜兼八幡神社(酒津)宮司 小野直臣

願ひに依り兼職を免する

梶並神社宮司 横山ひろこ

願ひに依り本職を免する

十月一日

阿智神社権備宜 石村均

倉敷市帯高

兼ねて素盞鳴神社宮司に任ずる

阿智神社権備宜 石村陽子

倉敷市大内

兼ねて御崎神社宮司に任ずる

阿智神社権備宜 石村陽子

倉敷市八王子寺町

兼ねて三社神社宮司に任ずる

阿智神社権備宜 石村陽子

倉敷市老松町

兼ねて八幡神社宮司に任ずる

阿智神社権備宜 石村陽子

倉敷市酒津

兼ねて八幡神社宮司に任ずる

西幸神社宮司 竹井秀子

久米郡中央町小原

兼ねて小原神社宮司に任ずる

天満神社宮司 小寺忍

浅口郡里庄町大字里見

兼て山神社宮司に任ずる
宗形神社宮司 門野祇得
赤磐郡吉井町河原屋
兼て熊野神社宮司に任ずる
阿児神社補宜 井上博文
倉敷市西尾
兼て真宮神社宮司に任ずる
横山義人
勝田郡勝田町梶並
梶並神社宮司に任ずる
水島和彦
勝田郡勝央町黒坂
八幡神社補宜に任ずる
河田龍太
児島郡瀬崎町迫川
御崎神社権補宜に任ずる
十月五日
大山祇神社補宜兼木野山神社
補宜 實森功
願ひに依り兼職を免ずる
大山祇神社補宜兼八幡神社補
宜 實森功
願ひに依り兼職を免ずる
大山祇神社補宜兼星尾神社補
宜 實森功
願ひに依り兼職を免ずる
十月六日
熊野神社補宜 佐藤武文
岡山市牟佐
兼て高藏神社宮司代務者に任
ずる
熊野神社補宜 佐藤武文
岡山市玉柏
兼て八幡宮宮司代務者に任ず
る
熊野神社補宜 佐藤武文
赤磐郡山陽町沼田

兼て沼田神社宮司代務者に任
ずる
熊野神社補宜 佐藤武文
赤磐郡山陽町長尾
兼て鴨長尾神社宮司代務者に
任ずる
熊野神社補宜 佐藤武文
赤磐郡瀬戸町菊山
兼て八幡神社宮司代務者に任
ずる
熊野神社補宜 佐藤武文
岡山市牟佐
兼て天神宮宮司代務者に任ず
る
十月九日
熊野神社補宜 佐藤武文
兼て天宮宮司代務者に任ず
る
熊野神社補宜 佐藤武文
岡山市牟佐
兼て天神宮宮司代務者に任ず
る
十月九日
熊野神社補宜兼大宰神社宮
司 妹尾明義
願ひに依り兼職を免ずる
熊野神社補宜兼明鏡神社宮
司 妹尾明義
願ひに依り兼職を免ずる
熊野神社補宜兼八幡神社
(星田)宮司 妹尾明義
願ひに依り兼職を免ずる
熊野神社補宜兼木野山神社
宮司 妹尾明義
願ひに依り兼職を免ずる
熊野神社補宜兼八幡神社
(花滝)宮司 妹尾明義
願ひに依り兼職を免ずる
熊野神社補宜兼八幡神社
(野上町)宮司 妹尾明義
願ひに依り兼職を免ずる
熊野神社補宜兼大山祇神社
宮司 妹尾明義
願ひに依り兼職を免ずる
十月二十日

布勢神社宮司 高島勝仁
玉野市番田
兼て龜山八幡宮宮司に任ずる
十月二十五日
八幡宮宮司 堀正臣
玉野市御崎
兼て御前八幡宮補宜に任ずる
十月三十日
八幡神社補宜 水島和彦
勝田郡勝央町東吉田
兼て大崎神社補宜に任ずる
八幡神社補宜 水島和彦
勝田郡勝央町東畑屋
兼て畑屋神社補宜に任ずる
八幡神社補宜 水島和彦
津山市名坂
兼て若王神社補宜に任ずる
八幡神社補宜 水島和彦
津山市中原
兼て大崎神社補宜に任ずる
八幡神社補宜 水島和彦
津山市金井
兼て大崎神社補宜に任ずる
大山祇神社補宜 實森功
井原市野上町
大山祇神社宮司に任ずる
松尾神社宮司 藤井勝見
赤磐郡赤坂町北佐古田
兼て八幡宮宮司に任ずる
八幡神社宮司 中村和昭
小田郡矢掛町内田
兼て木花神社宮司に任ずる
十月三十一日
金神社宮司 片山泰臣
津山市高野本郷
高野神社宮司に任ずる
熊野神社補宜 本郷壽美恵

久米郡久米南町上旨削
厨神社権補宜に任ずる
十一月一日
高野神社宮司 片山泰臣
津山市高野押入上
兼て高良神社宮司に任ずる
高野神社宮司 片山泰臣
津山市高野押入
兼て飯綱神社宮司に任ずる
高野神社宮司 片山泰臣
津山市高野山西
兼て山西神社宮司に任ずる
高野神社宮司 片山泰臣
津山市高野野村
兼て陽地神社宮司に任ずる
天神八王子月尾宮宮司 松嶋
章雄
岡山市西大寺中
兼て山口神社宮司に任ずる
十一月五日
岡山県神社庁参事兼熊野神社
宮司 本郷弘之
願ひに依り兼職を免ずる
十一月十日
草地美恵子
真庭郡落合町大字下方
八幡神社補宜に任ずる
十一月十二日
馬屋原誠
川上郡成羽町大字成羽
八幡神社補宜に任ずる
池田弥寿江
英田郡美作町位田
鷹神社宮司に任ずる
十一月二十五日
三倉神社補宜 佐藤清文
新見市井倉

三倉神社宮司に任ずる
八幡宮宮司 堀正臣
玉野市渋川
兼て八幡宮補宜に任ずる
下二万神社補宜 楠田式彦
願ひに依り本職を免ずる
九月十八日
苦田郡加茂町大字知和 千磐
神社宮司
湯浅勝興「二級上」(八十五
歳)
九月二十二日
和氣郡吉永町吉永 正八幡宮
宮司
新庄章二「二級」(八十三歳)
十月二十八日
高梁市巨瀬町 八幡神社宮司
大内與吉「二級」(七十八歳)
十一月十五日
阿哲郡大佐町大字布勢 荒神
社宮司
千香廣徳「三級」(六十八歳)
十一月二十日
邑久郡牛窓町鹿忍 鹿忍神社
宮司
村上妙子「三級」(七十二歳)

神職帰幽
自 平成九年七月一日
至 平成九年十一月三十日

庁務日誌抄

自 平成九年七月一日
至 平成九年十一月三十日

七月

- 一日 月次祭・庁長御母堂葬儀(加茂町) 参事参列
- 三日 階位検定委員会・直階検定講習会受講者面接
- 四日 中国四国宗教学法人実務研修会(メルパルク) 太田主事、杉田録事参加・受付
- 五日 真庭郡支部総代会改正宗教学法人法研修会(勝山) 太田主事出張
- 六日 御津北支部神社実務研修会(加茂川) 参事出張
- 七日 神政連岡山県本部監査・神政連岡山県本部役員会
- 八日 庁史編纂座談会(サンル1ト岡山) 参事、太田主事出張
- 十日 青少年対策常任委員会
- 十一日 役員会・役員歓送迎会(桃花苑)
- 十七日 世界連邦実行委員会(岡山市民会館) 参事出張
- 二十二日 日本会議実行委員会(まきひ会館) 参事出張
- 二十五日 阿新支部神社実務研修会(新見) 参事出張
- 二十六日 神社新報株主總會(東京) 参事出張
- 二十八日 直階検定講習会開講

八月

- 一日 月次祭
- 五日 岡山県神社総代会監査
- 六日 伊勢神宮崇敬会岡山県本部評議員会(いさお会館)
- 八日 青少年対策委員会(岡山県護国神社)
- 十二日 祭式研修会(岡山県護国神社)
- 十三日 世界連邦実行委員会(岡山県庁) 参事出張
- 十八日 中国フロック選対会議(岡山県護国神社) 参事、杉田録事出張
- 十九日 岡山県神社総代会理事・評議員会(いさお会館)・青少年対策常任委員会
- 二十日 広島県神社関係者大会(広島) 庁長出張・児島支部改正宗教学法人法説明会(児島) 参事出張
- 二十二日 直階検定講習会開講式
- 二十四日 英北支部神社関係者大会(大原) 参事出張
- 二十五日 高梁上房支部神社関係者大会(高梁) 難波副庁長出張・阿新支部祭式研修会(新見) 参事出張
- 笠岡支部神社実務研修会(笠岡)

九月

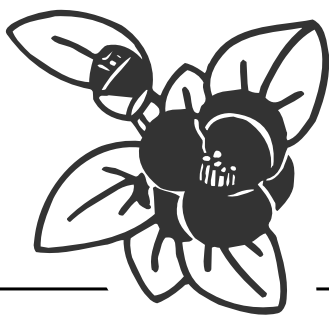
- 一日 月次祭
- 二日 伊勢神宮新穀感謝祭団体参拝打合せ(伊勢) 参事出張
- 三日 玉島支部神社実務研修会(玉島) 太田主事出張
- 五日 世界連邦宗教者大会打合せ
- 六日 山口県神社関係者大会(山口) 庁長出張
- 七日 井原後月支部祭式研修会
- 十日 神宮大麻事務担当者会
- 十二日 世界連邦岡山県宗教者大会(三木記念ホール) 六五〇名参加
- 十三日 川上郡支部祭祀舞研修会
- 十四日 阿新支部神社関係者大会(新見) 参事出張
- 十七日 神宮大麻頒布始祭参列(伊勢) 庁長、参事出張
- 十九日 教化委員会
- 二十二日 日本会議中国フロッ

十月

- 一日 月次祭
- 二日 三長会・大麻頒布推進委員会
- 七日 教化委員会事業部会
- 九日 川上郡支部神社関係者大会(成羽) 参事出張
- 十五日 船川八幡宮例祭献幣使庁長参向
- 十七日 大麻頒布推進常任委員会
- 二十日 高倉神社社殿竣工奉祝祭献幣使庁長参向
- 二十一日 井原後月支部神宮大麻頒布始祭(井原) 参事出張
- 二十三日 表彰委員会
- 二十七日 教化委員会広報部会
- 二十九日 階位検定委員会
- 三十一日 神宮大麻頒布始祭(遺族福祉会館)

十一月

- 十日 監査会
- 十一日 久米支部神宮大麻頒布始祭(中央町) 庁長出張
- 十二日 役員会・社頭講話研修会
- 十三日 日本会議岡山実行委員会(幸町会館) 参事出張
- 十四日 津山支部神宮大麻頒布始祭(津山) 庁長出張・伊勢神宮新穀感謝祭団体参拝打合せ
- 十八日 財務委員会・小山前主事送別会(桃花苑)
- 二十一日 臨時協議委員会(いさお会館)
- 二十七日、二十九日 伊勢神宮新穀感謝祭団体参拝六二〇名参加



平成8年度
岡山県神社庁
一般会計決算書
平成8年7月1日～平成9年6月30日
歳入総額 55,632,559円也
歳出総額 52,579,919円也
差引残額 3,052,640円也
(次年度へ繰越)

歳入の部

科 目	本年度予算額	本年度決算額	差異(減)
神 饗 及 幣 帛 料	961,000	1,022,200	61,200
1本 庁 幣	621,000	624,200	3,200
2神 饗 及 初 穂 料	340,000	398,000	58,000
負 担 金	34,000,000	33,800,970	199,030
1負 担 金	34,000,000	33,800,970	199,030
(1 神社負担金)	23,800,000	23,623,020	176,980
(2 神職負担金)	8,500,000	8,477,740	22,260
(3 支部負担金)	1,700,000	1,700,210	210
交 付 金	1,690,000	1,845,120	155,120
1本 庁 交 付 金	1,690,000	1,845,120	155,120
(1 本庁交付金)	1,200,000	1,339,200	139,200
(2 本庁補助金)	240,000	255,920	15,920
(3 振興対策補助金)	250,000	250,000	0
寄 付 金	2,800,000	2,386,000	414,000
(2,500,000)		(114,000)	
1 神社特別寄贈金	2,600,000	2,208,000	392,000
(2,300,000)		(92,000)	
2 寄 付 金	200,000	178,000	22,000
諸 収 入	3,400,000	3,172,550	227,450
(3,100,000)		(72,550)	
1 諸 収 入	3,400,000	3,172,550	227,450
(3,100,000)		(72,550)	
(1 預金利子)	50,000	23,800	26,200
(2 申請料・任命料)	2,500,000	2,321,500	178,500
(2,200,000)		(121,500)	
(3 雑収入)	850,000	827,250	22,750
繰 入 金	10,500,000	11,000,000	500,000
(11,000,000)		0	
1 繰 入 金	10,500,000	11,000,000	500,000
(11,000,000)		(0)	
当期歳入合計	53,351,000	53,226,840	124,160
(53,251,000)		(24,160)	
前期繰越金	3,000,000	2,405,719	594,281
歳 入 合 計	56,351,000	55,632,559	718,441
(56,251,000)		(618,441)	

歳出の部

科 目	本年度予算額	本年度決算額	差異(減)
幣 帛 料	2,560,000	2,457,800	102,200

科 目	本年度予算額	本年度決算額	差異(減)
1 幣 帛 料	2,560,000	2,457,800	102,200
(1 本 庁 幣)	2,210,000	2,207,000	3,000
(2 神 社 庁 幣)	350,000	250,800	99,200
神 事 費	350,000	297,138	52,862
1 神 殿 奉 斎 費	350,000	297,138	52,862
事 務 局 費	33,393,000	31,866,079	1,526,921
(33,193,000)		(1,326,921)	
1 表彰並びに儀礼費	600,000	574,253	25,747
(1 神職・代表表彰費)	400,000	451,803	51,803
(2 慶 弔 費)	200,000	122,450	77,550
2 会 議 費	1,490,000	798,813	691,187
(1 役 員 会 費)	400,000	214,605	185,395
(2 事務局打合諸費)	100,000	46,473	53,527
(3 協議員会費)	420,000	329,980	90,020
(4 支部長会議費)	120,000	78,435	41,565
(5 各種委員会諸費)	400,000	129,320	270,680
(6 諸 費)	50,000	0	50,000
3 役 員 関 係 費	1,660,000	1,609,960	50,040
(1 役 員 報 酬)	970,000	970,000	0
(2 各種委員手当)	170,000	170,000	0
(3 教諭師関係費)	270,000	219,960	50,040
(4 視察研修費)	150,000	150,000	0
(5 地区会議関係費)	100,000	100,000	0
4 給料及び福利厚生費	22,769,000	22,763,510	5,490
(1 給 料)	12,710,000	12,708,000	2,000
(2 諸 手 当)	7,594,000	7,588,500	5,500
(3 各種保険料)	2,350,000	2,367,960	17,960
(4 職員厚生費)	115,000	99,050	15,950
5 庁 費	3,510,000	3,205,951	304,049
(1 備 品 費)	400,000	394,169	5,831
(2 図書印刷費)	400,000	312,790	87,210
(3 消耗品費)	900,000	898,102	1,898
(4 水道光熱費)	680,000	579,217	100,783
(5 通信運搬費)	880,000	819,222	60,778
(6 備 人 費)	50,000	20,000	30,000
(7 雑 費)	200,000	182,451	17,549
6 交 際 費	900,000	897,213	2,787
7 旅 費	1,800,000	1,684,165	115,835
(1,600,000)		(84,165)	
8 管 理 費	664,000	332,214	331,786
(1 営繕管理費)	264,000	66,180	197,820
(2 防 災 費)	300,000	266,034	33,966
(3 諸 費)	100,000	0	100,000
指 導 奨 励 費	7,050,000	5,855,188	1,194,812
(6,850,000)		(994,812)	
1 教化事業費	3,800,000	3,090,223	709,777
(1 教化費)	1,220,000	1,050,105	169,895

科 目	本年度予算額	本年度決算額	差異(減)
(2 広 報 費)	2,000,000	1,467,548	532,452
(3 神社振興対策費)	350,000	350,000	0
(4 青少年対策費)	230,000	222,570	7,430
2 神社庁研修所費	1,670,000	1,184,965	485,035
(1,470,000)		(285,035)	
(1 研 修 費)	1,400,000	944,965	455,035
(1,200,000)		(255,035)	
(2 研修奨励費)	270,000	240,000	30,000
3 各 種 補 助 金	1,580,000	1,580,000	0
(1 神青協補助金)	500,000	500,000	0
(2 氏青協補助金)	100,000	100,000	0
(3 県教神協補助金)	20,000	20,000	0
(4 県人神職会補助金)	150,000	150,000	0
(5 県敬協連補助金)	100,000	100,000	0
(6 神楽部補助金)	70,000	70,000	0
(7 作州神楽補助金)	40,000	40,000	0
(8 支部長懇話会補助金)	200,000	200,000	0
(9 神宮大宮派連補助金)	40,000	40,000	0
(10 神職養成補助金)	0	0	0
(11 地区大会援助金)	360,000	360,000	0
各 種 積 立 金	3,113,000	3,113,000	0
1 職員退職給与積立金	2,000,000	2,000,000	0
2 役員退任慰労金積立金	113,000	113,000	0
3 庁舎建設資金積立金	1,000,000	1,000,000	0
神社関係者大会費	700,000	555,109	144,891
1 神社関係者大会費	700,000	555,109	144,891
負 担 金	5,219,000	5,218,670	330
1 負 担 金	5,219,000	5,218,670	330
(1 本庁長懇談会経金)	52,000	51,670	330
(2 本庁負担金)	5,167,000	5,167,000	0
渉 外 費	445,000	298,025	146,975
1 友好団体関係費	100,000	90,000	10,000
2 時 局 対 策 費	200,000	63,025	136,975
3 同 和 対 策 費	45,000	45,000	0
4 神政連関係費	100,000	100,000	0
支 部 関 係 費	2,730,000	2,618,910	111,090
1 負担金報奨費	2,720,000	2,618,910	101,090
2 諸 費	10,000	0	10,000
予 備 費	791,000	0	791,000
1 予 備 費	791,000	0	791,000
XI 返 還 金	0	0	0
XII 50周年記念事業費	0	300,000	300,000
(300,000)		(0)	
当期歳出合計	56,351,000	52,579,919	3,771,081
(56,251,000)		(3,671,081)	
次 期 繰 越 金	0	3,052,640	3,052,640
歳 出 合 計	56,251,000	55,632,559	618,441

平成9年 臨時協議員会 報告

去る十一月二十一日午後一時三十分から岡山県いさお会館において、協議員二十四名出席の下、平成9年臨時協議員会が

開催された。
先ず神宮遙拝の後、敬神生活の綱領唱和に続き庁長の挨拶がなされ左記の議案の審議が行われた。

- 第一号 平成八年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出決算
- 第二号 平成八年度岡山県神社庁別途会計収支決算
- 第三号 岡山県神社庁財産目録その他 全案満場一致で可決され午後三時には難波副庁長の閉会の挨拶が行われ全日程を終了した。

岡山県神社庁職員事務分担

平成九年十月一日

〔参事・本郷弘之〕

- 庁内事務統括
- 庁務取締りに関すること
- 神職任免に関する事務
- 神職身分に関する事務
- 階位検定並びに授与に関する事務
- 表彰及び懲戒に関する事務
- 庁規及び諸規則に関すること
- 本宗奉養に関する事務
- 外郭団体・友好団体等との渉外に関する事務
- 岡山県神社総代会事務局長
- 庁舎管理に関すること
- 出勤簿、賜暇願簿、出張簿等の管理

〔主事・太田浩司〕

- 本庁承認に関する事務及び指導
- 各種会議に関する事務及び記録係
- 岡山県神社庁研修所関係事務
- 文書の受発
- 各種統計に関する事務
- 庁内神事に関すること
- 県内氏子青年会関係事務
- 災害慰謝に関する事務
- 教化関係事務
- 財務委員会書記

〔録事・杉田節子〕

- 来庁者の接遇
- 庁務日誌係
- 神政運に関する事務補佐及び

〔録事・河田晴彦〕

- 神宮大麻頒布事務担当
- 庁内OA機器の管理
- 需品係
- 視聴覚機器管理者
- 本庁共済制度に関する事務
- 神社庁一般会計及び別途会計の経理事務
- 神社庁財産管理に関する事務
- 税務・保険・給与に関する事務
- 備品管理係

お知らせ

平成10年1月1日から『申請料・手数料』が下記のように改訂されます。

- 推薦料
岡山県神社庁長が入学、受講のための推薦書を発行する場合1件2,000円
- 各種証明料
- 証明料1件につき2,000円
- 再交付料
- 階位証等の再交付1件につき3,000円

神社庁閉庁のお知らせ

12月26日(金)

「御用納め」



新年1月5日(月)

「御用始め」

編集後記

今冬も暖冬だという予想である。気象庁が早々に予報を出している。南米チリ沖の太平洋の水温が高くなるといういわゆるエルニーニョ現象の影響で世界各地に暖地帯や寒地帯の異常気象が起こり、日本の周辺は暖かい冬になるといのである。海水温度が一〜二度上昇することによって、自然のサイクルにとつて大変なことであるらしい。併せて、太陽の黒点活動の影響から地球の温暖化も進んでいるというところで、北米、南米の氷河やシベリアの永久凍土が融け出したり、海では寒流や暖流の流れのコースや時期が狂い、漁業にも大きな影響が出てきているという。

神社に奉仕する私達にとって暖かい冬というのは有難いことで、正月の参拝者の動きもよくなり、氏子のお日待ちや家祈禱など神動もやり易くなる。このところ暖冬傾向で助かっているのであるが、こうした傾向はエルニーニョ現象のように自然のサイクル、リズムの崩れ、破壊から起きているのであり、決して喜ばしいことではないと気付くべきだろう。現在地球に生きる私達人類が、例えばフロンのような南極大陸上空のオゾン層の破壊のように、大気、海、河川、土地を公害等によって汚染することが大きな原因になっているからである。冬は寒いの当たり前前の自然のサイクル、リズムが崩れた暖冬を有り難がっているとはいけないのである。大自然の営みの中で生かされている私達は、母なるその自然を破壊する滅びの道をたどってはならないと、強く自戒し行動しなくてはならない。

(広報部長・小野)